特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和6年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する影録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。新見市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知。②住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置(4転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知。③住民素の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知(5本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求に基づ往民票の一のの責任が認りにないの記載・項に変更があった際の都道府県知事に対する通知(10年務のの記録を用いた本人確認(10年務のの記録とは一般情報システム機構(以下・機構)という、次の上の登録を開います。10年の表別の提供を含めて特定個人番号の一にの委任が認められている。ない、②の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 自治体基盤クラウドシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファ	イル名
(1)住民基本台帳ファイル	

- (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
4. 情報提供ネットワークシ	 ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない
②法令上の根拠	3) 未定 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求
請求先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204
8. 特定個人情報ファイル・	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市役所福祉部市民課市民係 電話:0867-72-6121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			16年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	呼価書の種類			
	項目評		点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(付	青報提	供ネットワークシステム	ムを通じ	た入手を除ぐ	(。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱	いの委託			[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査					
実施の有無	[〕自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	所属長 IIしきい値判断項目 1.対象	市民課長 迫原 進	市民課長 牧 佳苗	事後	人事異動
平成28年5月2日	人数 いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か I関連情報 3. 個人番号の	平成27年3月25日 時点 ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写しの	平成28年4月1日 時点 ・第12条(本人等の請求による住民票の写しの	事後	時点修正
平成29年5月15日	利用 ILさい値判断項目 1.対象	交付の特例)	交付の特例)	事後	時点修正
平成29年5月15日	人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	所属長	市民課長 牧 佳苗	市民課長 船越 智江子	事後	時点修正
令和1年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	(別表第二における情報提供の根拠) (1,2,··70,77,··84,89··116,117,120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) (1,2,・・70,74,77,・・84,85の2,89・・116,119,120の	事後	時点修正
令和2年9月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年9月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、今後、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められる予定である。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、機構に対する 事務の一部の委任が認められている。	事後	時点修正
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日番号法の改正 に伴う修正
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	(別表第二における情報提供の根拠) (1,2,・106,108・116,119,120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) (1,2,・・106,107,108・・116,117,120の項)	事後	時点修正
令和3年7月9日	所属長	市民課長 船越 智江子	市民課長 吉川 国夫	事後	時点修正
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	I 関連情報 ③システムの名 称		5. 自治体基盤クラウドシステム	事後	時点修正
令和4年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	ILきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	所属長	市民課長 吉川 国夫	市民課長 泉 浩二	事後	時点修正
令和5年6月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報フィルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成。世帯変更届等の届し、住民基本台帳を作成。 立転入風、乾田園、転出局、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市市村に対する通知 ②住民基本台帳の正確な記録を確保するための指置 心転入届に基づき住民票の記憶をした際の転出元市時代はする通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による任民票の写じ郷の交付。6住民票の記憶を上票の写し郷の資料の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の対の	①個人を単位とする住民票を世帯ごにに織成 し、住民基本的機長を成 ②転入風、転居風、転出版、世帯変更属等の届 起スは職権と高が付民票の記載、消除又は記 截の修正及び本籍地市時村に対する通知 3位民基本を修取し産な記録を住民等の配 地元市市村に対する通知 い元、同一の世帯に属する者又は第三者から が主人、同一の世帯に属する者又は第三者から が自選っている住民票の記載をした際の転 出元市時村に対する通知 が自大の場では、一般では、一般では、 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を発力である。 が自力を表する。 を表する。 を表する。 が自力を表する。 が自力を表する。 のを表する。 を表する。 が自力を表する。 をまる。 をまる。	事後	申譲管理システムの導入に伴 うもの
令和5年6月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳ンステム(以下「既存住基システム(以下」既存住基システム(以下)。 3. 団体内統合宛名ンステム 4. 中間サーバー 5 自治体基盤シラウドンステム 「本人確認情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル2」に示す 「本人確認情報ファイル2」にで置が立る人の関 成要素のうち、市即村公におれてで置がなされているため、以降は、住民基本も帳ネットワークシステムの内の市町村公郎が、おいて記載する。	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基 システム」という。 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合別名システム 4 中間サーバ・ 5 自治体基盤グラウドシステム ※後述の「2 特定個人情報ファイル名」に示す 「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、任民基本台帳ネットワークシステムの様 成要集のうち、市町村のSにおいて管理がなされ ているため、以降は、住民基本台帳ネットワーク システムの内の市町村のS部分について記載す る。 6 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴 うもの
令和5年6月9日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年6月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人ファイルを取り扱う事務(②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、新見市は、住民 基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法及び番号法第10条第8号に基づく主務 省令に基づいて、新見市は、住民基本台帳に関 する事務において、情報提供ホットワークシステ ムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」と して中間サーバーへ登録する。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠		2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)に、第22条(転入届)を追記する。	事後	住民基本台帳法施行令第23 条第2項の改正に伴う修正
令和6年7月11日		- 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) - 第二概(情報提供者)が「市前村長」の項のう 方、類収職(情報提供者)が「市前村長」の項のう 方、類収職(特定人人) 税割が書れる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 1 6, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 5 9, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 8 5の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 10 3, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 11 3, 114, 116, 117, 119, 120の項) (別表第二における情報服会の根拠) ・ない (住民基本台帳に関する事務において情報提供 オッドワークシステムによる情報提供は行わな い。)	*番号広第19米第0号(特定個人情報の提供の制限) ・番号は第10条第8号に基づく主務省会(会和6	事後	番号法の改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	市民課長 泉 浩二	市民課長	事後	時点修正
令和6年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
THU0年/月11日	者数 いつ時点の計数か	™3年4月1日 時景	T 7HO 千4月 ロ 時景	争仮	时無形正